

**令和元年度**  
**(公財) 日本ソフトボール協会準指導員養成愛知県講習会 開催要項**

1 目 的

地域において、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導にあたりソフトボールの普及および発展に資するため、本協会準指導員規則に基づき準指導員養成講習会並びに検定試験を実施し、指導者の資質・技術の向上を図る。

2 主 催 (公財) 日本ソフトボール協会

3 主 管 愛知県ソフトボール協会

4 期 日 【集合講習】 30 時間

第1回 令和元年11月30日(土) 8:30~18:00 (8H)

開講式午前8時15分

第2回 令和元年12月 1日(日) 8:30~18:00 (8H)

第3回 令和元年12月 7日(土) 8:30~18:00 (8H)

第4回 令和元年12月 8日(日) 8:30~15:30 (6H)

検定 15:40~17:40 閉講式 17:50~18:00

【自宅学習】レポートの提出 10 時間

5 会 場 中京大学豊田キャンパス(豊田市貝津町床立101) 案内図は受講申込者に送付。

6 受講・受験資格

- (1) 受講する年の4月1日現在満18歳以上で、愛知県内に居住又は勤務している者。
- (2) 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。
- (3) 講習・検定試験のすべてを受講・受験すること。
- (4) 前回の養成講習会で未修了(未修得科目)の者で再受講・受験を希望する者。
- (5) (公財)日本スポーツ協会公認指導員養成講習会の共通科目又は、スポーツリーダー養成講座(NHK学園:通信講座)のいずれかを受講・受験すること。

7 受講申込方法

- (1) 受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入の上、下記宛に送付すると同時に予納金3,000円(返金無し)を振り込んでください。予納金は教本代等に使用します。

[申込先] 〒441-1353 愛知県新城市徳定601

愛知県ソフトボール協会指導者委員会事務局 白井 雅博

TEL・FAX 0536(22)3456 携帯 090(1098)3805

[締切日] 令和元年年10月10日(木)

[振込先] 三菱UFJ銀行新城支店

口座 普通3753033 名義 県ソ協指導者委員会 白井雅博

- (2) 申し込みの際に提出するもの。

返信用封筒(長3)に**94円切手**を貼り、自分の郵便番号・住所・氏名〇〇〇〇様と記入してください。この封筒は受講票・講習会日程等を連絡するために使用します。

8 受講者

- (1) 募集定員 50名程度
- (2) 定員に達した時点で募集を打ち切ります。

9 講習内容

- (1) 基礎理論 19時間(集合12時間)
- (2) 実 技 12時間(集合10時間)
- (3) 指導実習 9時間(集合8時間)
- (4) 講習合計時間数 40時間(集合30時間、自宅学習10時間)

10 検定委員・講師

- (1) 検定委員 愛知県ソフトボール協会理事長・指導者委員長・技術委員長
- (2) 講 師 愛知県ソフトボール協会指導者委員会・技術委員会・審判委員会  
(公財)日本スポーツ協会公認スポーツドクター、豊田消防署 他

## 11 受講者が持参する物

- (1) 受講・受験票
- (2) 実技に必要な用具一式（グラブ・バット、スポーツウェア、体育館シューズ等）
- (3) 筆記用具一式
- (4) 保険証、その他、必要と思われるもの

## 12 諸費用

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 受講料（受験料含む） | 12,500円（指導教本代含む） |
| (2) 認定料        | 3,000円           |
| (4) 登録料(4年間)   | 2,000円           |
| (5) 合計         | <b>17,500円</b>   |

（予納金を除く14,500円を初日の受付時に納入すること）

## 13 認定・登録手続き

検定合格者は愛知県ソフトボール協会を窓口として、(公財)日本ソフトボール協会へ所定の事務手続き（判定結果報告書・認定合格者申請書・登録申請書等）を行い、完了した者（併せて認定料・登録料を納入した者）を準指導員とし、併せて(公財)日本スポーツ協会公認指導員専門科目修了者として認識され、「認定証」を交付する。

なお、登録による資格の有効期間は4年間限りで、4年を経過した者は資格喪失となる。

## 14 資格移行手続き(養成講習会閉講式後詳細説明)

準指導員資格取得者は同時に公認指導員専門科目修了者となり、準指導員登録年度（新規登録年度）を含め4年以内にNHK学園による通信講座（共通科目Ⅰ）又はスポーツリーダー養成講座のいずれかを受講・受験することが義務付けられています。必ず、資格有効期限内に所定の申込方法により手続きを行ってください。

（手順1）準指導員資格のみの方はNHK学園による通信講座（共通科目Ⅰ）又は、スポーツリーダー養成講座を受講・受験に申し込む。

（手順2）受講・受験の申込みが完了した方には、NHK学園より受講の為の「教材」が送られてまいります。開封後、教材の確認を行い受講料の納入を速やかに行ってください。納入後正式に受講内定者になります。

※受講料納入後のキャンセルやそれに伴う受講料の返金はできません。

（手順3）NHK学園による通信講座（共通科目Ⅰ）又は、スポーツリーダー養成講座に合格した方は、その時点で「準指導員（専門科目）」及び「NHK学園（共通科目Ⅰ）」の両科目が合格し「公認スポーツ指導員資格」の移行審査を希望することができます。

（手順4）下記の書類を準備の上、**希望者本人が当該都道府県スポーツ協会事務局**へ郵送し審査依頼をすること。

- ①準指導員資格の認定証の写し。
- ②NHK学園（共通科目Ⅰ）又はスポーツリーダー認定（合格）証の写し。
- ③公認スポーツ指導者養成講習会共通・専門科目講習・試験の免除（修了）申請書。

※申請書様式は、本会ホームページよりダウンロード可。

＜注意事項＞免除・免除申請をする際は、指導者マイページ（インターネット上での申請）上から申請・提出をするようお願いします。

**有効期限内に移行が完了しない場合は、本会公認指導者規定第7条（指導者資格の喪失）が適用。**

## 15 その他

- (1) 本養成講習会の受講期間は原則として当該年度内に受講・受験する。
- (2) 講習会初日、11月30日（土）は、8時10分までに受付を終了する。
- (3) 本講習会に関する問い合わせは、下記又は申し込み先をお願いします。

E-mail : mailbox@aichi-softball.jp